入居者のしおり

定住住宅は、若者等の定住化を促進し、地域活性化に資するために、町が建設した公共施設です。
いつもあなたの財産のつもりで大切に使用しましょう。

邑南町

家賃は必ず期日までに納めましょう

◎家賃は毎月末日までに、その月分を納めましょう。

あなたにしていただく修理

◎畳…………………表替え、裏返えし。
◎建具………………建具金物の補修、障子の貼り替え、ふすまの貼り替え、網戸の貼り替えガラスのはめ替え、錠類、戸車、レール、ねじ締り等
◎電気施設…………スイッチ、コンセント、ソケット、照明器具及びその他の電気設備、器具の修理及び取替え、アンペアをオーバーして使用したことによる事故の修理等（既設電気温水器、ｸｯｷﾝｸﾞﾋｰﾀｰの故障は役場に相談下さい。）
◎給排水施設………流し、手洗器の排水管の修理、給水栓、その他パッキングの取替え、側溝、ためますの木ぶたの取替え、屋内配管凍結による事故の修理及び使用料
◎壁…………………塗　装、クロスの貼替え
◎その他……………物干、垣根、煙突。共同施設の軽微な修理及び住宅使用上、当然入居者が修理しなければならないもの

あなたに負担していただく費用

◎電気、ガス、水道及び下水道の使用料
◎汚物及びゴミ等の処理に要する費用
◎共同施設又は給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
◎前文に掲げるもののほか、当該団地の運営上必要な共益費

住宅などをき損したとき

あなたや家族の方の責任で住宅や付帯施設（給排水施設、電気施設等）を滅失したり、き損したりしたときは原状に復していただくか、又は損害を賠償していただきますので十分気をつけましょう。

定住住宅又は共同施設を滅失又はき損したときは、その状況を滅失（毀損）状況届により役場に報告すること。

次のようなことは原則として認められません

◎あなたが入居されている住宅を転貸し、用途変更、模様替え、増築などをすること。
◎同居を認められている以外の者を同居させること。
◎住宅を居住以外の目的に使用すること。
◎入居の権利を承継させること。
（やむを得ない事情があるときは、役場総務課へ連絡しましょう。）

次のような場合、住宅の明渡し請求を受けることになります

◎不正の行為によって入居したとき
◎家賃を３ヵ月以上滞納したとき
◎正当な事由によらないで、１５日以上住宅を使用しないとき
◎住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持する義務を怠ったとき
◎住宅又は共同施設を故意にき損したとき
◎住宅を居住以外の目的に使用したとき
◎承認を受けずに住宅を承継、転貸、用途変更又は模様替えをしたり、増築したとき
◎承認を受けずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき
◎正当な事由なく住宅を検査する権限を有する者の立入検査を拒んだとき
◎周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
◎現在入居中の定住住宅を建替えのため除去するとき
（建替えの場合は町において仮住宅を提供します。）

このようなときは、必ず届出をしましょう

◎住宅を引き続き１５日以上使用しないときは、役場に届出をしましょう。
◎住宅を退去するとき。
◎住宅及び共同施設を毀損したとき。
◎入居者（契約者）に異動又は、名義に変更があったとき。
◎同居の親族に異動（出生、死亡、婚姻、離婚、転出）があったとき、又はあなたの連帯保証人が欠け、若しくは保証能力を失ったときは、速やかに役場へ届出をしましょう。

退去届は、なるべく早目にしましょう

◎退去届は、必ず退去される日の１０日前までに役場へ提出して下さい。
◎退去されるときは、電気、水道、下水道の供給者に退去日を知らせて、使用停止の手続きをとると共に、団地共益費の支払も同時に行なって下さい。
◎退去に際し、事前に、畳、障子及びふすまの貼替、網戸の貼替その他自己の責に起すべき破損等を修繕して退去検査を受けて下さい。
◎住宅を模様替えし、又は増築物を設置している方は、速やかにそれを取り片付け原状に復して下さい。
◎住宅検査までに、必ず住宅の内外を清掃しておいて下さい。

敷金の還付

◎敷金は退去時お返ししますので、敷金預り証を退去届に添付し提出して下さい。

◎家賃又は損害賠償金の滞納があるときは、その分を差引いた額をお返しします。
ただし敷金の額を越えた分については、別に納めていただくこととなります。

住宅使用上の注意

◎住宅機器の「取扱説明書」を紛失しないよう、大切に保管して下さい。

◎１１月下旬から４月上旬までは床下喚起口を閉じること。（水道管が凍結する可能性があるため。）

◎台所に電動不凍栓バルブが設置されていますので、凍結防止に活用ください。

◎電化住宅ですので、クッキングヒーターが設置されていますので、取り扱い説明書をお読みの上使用下さい。

◎電気温水器は、省エネのため夜間電力のみで作動します。（※作動は温水器操作器の時計によって動作しますので時間は合わせる用にしてください。）

団地を明るく、美しく、住みよい環境にするために

団地の生活は、共同生活です。明るい快適な生活ができるよう、いつもお互いに譲り合い、助け合って皆さんの団地が健康で文化的な楽しいところとなるよう努めましょう。

◎団地内のゴミ、側溝、排水路、共同施設の掃除、空地の清掃、草取り、道路の補修などは、入居者で話し合いをし、毎月定例日を決めて実行しましょう。

◎金魚、小鳥類の飼育は結構ですが、犬、猫、鳩、鶏等の飼育はできません。

◎テレビ、ラジオ、ステレオ等の音は近所の迷惑にならないように注意しましょう。

◎テレビのアンテナは雨漏りの原因になりますから、屋根に取り付けないようにしましょう。

◎ガス、石油、電気等の使用にあたっては、火災予防に十分注意しましょう。

◎車は決められた場所に駐車し、他の人の迷惑にならないよう注意しましょう。

◎団地内（通行を認められている以外の所）に自動車を乗り入れますと、側溝をこわしたり、団地の通行の妨げになったり、ひいては交通事故の原因となりますので、粗暴な運転はしないようにしましょう。